

平成17年8月31日

各 位

株式会社 りそな銀行

### 「リスク管理高度化のための計画」の策定について

りそなグループのりそな銀行(社長 野村正朗)は、昨年12月に公表された「金融改革プログラム」及び本年3月に公表された金融改革プログラム「工程表」に基づく金融庁からの要請を受け、今般、バーゼル(新しい自己資本比率規制)導入を踏まえたリスク管理の高度化を図るための各種取組み策を定めた「リスク管理高度化のための計画」を策定いたしました。

新しい自己資本比率規制では、分母であるリスクアセットの計測手法が精緻化されます(分子(資本の定義)や最低比率は現行通り)。この精緻化にあたっては、銀行が所定の管理水準を満たすことを条件に計測手法を選択することが認められています。

今般の高度化計画は、平成18年度末から導入される予定の新しい自己資本比率規制の枠組や考え方を踏まえて、当社のリスク管理水準の向上を目指すものです。金融取引の多様化・複雑化が進む中でリスク管理の高度化は基本的で大変重要なテーマとなっています。当社では、経営の健全性確保の面からもリスク管理の高度化は重要な課題と認識しており、規制上の要求水準達成のため計画に盛り込んだ施策を着実に実施するとともに、管理水準の更なる向上に努めてまいります。

なお、本計画には計画期間(17年~18年度)を通じた「取組方針」、「体制整備の考え方」と、具体的な取組事項を記載しております。また、管理体制全般、リスクカテゴリー別、業務別の構成としております。

以 上

「リスク管理高度化のための計画」

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等			
		17年度		18年度	
		上期	下期	上期	下期
1. 全般					
<b>統合リスク管理体制 (リスク評価及び自己資本充実度の評価)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組方針 経営情報としての統合リスク管理の精度向上を図るとともに、自己資本の充実度等にかかる評価プロセスを整備し、自己資本比率運営体制の高度化を図る。</li> <li>体制整備の考え方 統合リスク管理のフレームワークを活用した実効的な評価及びコントロールを可能とするよう、既存の統合リスク管理の枠組について、バーゼルⅡを踏まえた内容の点検、見直しを進める。</li> </ul>	1. バーゼルⅡを踏まえた統合リスク管理体制の再構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リスク統合上の取扱いの再検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>信頼区間、保有期間、相関等</li> <li>計量化対象リスクの明確化と計量対象外リスクに対する対応方針の明確化</li> </ul> </li> <li>(2) リスク体力(資本)の精緻化               <ul style="list-style-type: none"> <li>リスク体力の構成要素の再点検</li> <li>繰延税金資産の取扱いの検討</li> </ul> </li> <li>(3) 規制と統合リスク管理との乖離分析               <ul style="list-style-type: none"> <li>規制資本とリスク体力との乖離分析</li> <li>リスクアセットとリスクとの乖離分析</li> </ul> </li> <li>(4) 運営の実効性向上策の検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、内部評価制度を含め体制面の見直しを実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二の柱(原則1)に関するギャップ分析の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記分析結果に基づく対応計画の策定と対応の実施</li> <li>現行のリスク統合上の取扱いとの違いを点検し、バーゼル後の対応方針について検討</li> <li>統合リスク管理指標の収益管理・業績管理への活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスク体力の内容について点検を行い、実態に即したリスク体力の認識に努めるとともに規制資本との乖離状況について把握</li> <li>上記も踏まえ、自己資本充実度評価プロセスへの活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討結果等を踏まえたリスク管理方針・規程類の整備・改定実施</li> </ul>
<b>内部統制の検証・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組方針 内部統制の適切性及び有効性を検証、評価するための監査手法の高度化を図る。</li> <li>体制整備の考え方 各業務分野に精通した人材を継続配置する。</li> </ul>	1. 定期的な監査による内部統制評価(コンプライアンス態勢・リスク管理態勢を含む)とバーゼルⅡ対応態勢に関する監査手法構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域・営業店監査高度化検討</li> <li>情報開示の内部統制構築に関する定期的監査開始(17/6～年1回以上)</li> <li>新 BIS 対応 WG のモニタリング(通期)</li> <li>新 BIS 規制対応態勢全般に関する定期的監査開始(17/9～年1回以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新 BIS 対応態勢監査ポイント・アプローチ等検討</li> <li>市場リスク外部監査導入</li> <li>内部統制評価を見据えた18年度内部監査・外部監査基本方針等策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高度化手法にもとづく地域・営業店監査開始</li> <li>各種監査結果にもとづく内部統制評価の更新</li> <li>新 BIS 対応態勢監査ポイント・手法構築、外部監査導入検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制評価にもとづく19年度内部監査・外部監査基本方針等策定</li> <li>新 BIS 対応態勢監査ポイント・手法等高度化、外部監査導入</li> </ul>

「リスク管理高度化のための計画」

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等			
		17年度		18年度	
		上期	下期	上期	下期
2. リスクカテゴリー					
信用リスク管理					
<p>・取組方針 信用リスク管理機能の強化とポートフォリオ管理の高度化により適切な信用リスクコントロールの実現を目指す。</p> <p>・体制整備の考え方</p> <p>1. 現行のポートフォリオ管理体制の枠組に則った対応の強化((1)、(2))</p> <p>2. 大口不良債権の新規発生防止及びオンバランスでの企業再生に重点をおいた体制整備の実施((3)、(4))</p> <p>3. パーセルⅡを踏まえた内部格付制度等の充実・強化と内部格付情報、審査情報等の電子化・一元化に向けたインフラ整備((5)、(6))</p> <p>4. 市場型間接金融の活用に向けたリスク管理体制の整備((7))</p>	<p>(1) 集中(大口、業種)リスク・カントリーリスクへの対応強化</p> <p>①大口集中リスク 特定先(グループ)への与信集中を排除することを狙いとして「クレジットシーリング制度」を厳格化し、既超過先の与信圧縮への取組みを強化。(15年11月～) 引き続き同制度の枠組みに沿った管理を継続する。</p>	シーリング超過先の与信圧縮に向けた取組みの継続実施			
		必要に応じて適宜見直し			
	<p>②業種集中リスク 与信ポートフォリオの現況を踏まえて3業種(建設業・不動産業・ノンバンク)への集中防止に向けた取組みを強化(16年2月～) 引き続き、3業種に対するコントロールを継続するとともに、業種別のリスク特性を踏まえ業種集中リスク管理の高度化を図っていく。</p>	3業種のモニタリング及びコントロールの継続実施			
		必要に応じて適宜見直し			
	<p>③カントリーリスク 国毎のリスク評価(カントリーシーリング)に応じて与信限度を設定。引き続き国別与信限度管理を継続する。</p>	業種別のリスク特性分析			
		・分析結果を踏まえたポートフォリオコントロール手法の高度化検討	・検討結果を踏まえた体制整備		
	<p>(2) パーセルⅡを踏まえたリスク計量化の取扱いの再検討</p>	国別与信限度による管理継続			
		必要に応じて適宜見直し			
	<p>(3) 不良債権の早期認識及び所要の財務上の手当てに係る取組強化</p> <p>①不良債権の早期認識 大口不良債権の新規発生防止に向けた体制整備</p>	・信用リスクアセット算出の要件定義の確定	・左記要件定義の確定を踏まえたリスク計量化の取扱いの検討(対応方法・対応時期の検討)	・システム開発を含めた対応の実施	
		必要に応じて適宜見直し			
<p>②財務上の所要の手当て 要管理先についてDCF法による引当対象先を与信残高10億円以上先に拡大済。(17年3月期)</p>	・企業調査室の役割・機能の見直しにより大口問題先の早期発見に向けた取組みを強化				
	・大口要注意先の取引を東西営業部に集約するとともに、審査所管を企業金融部とし不良債権の新規発生防止に向けた取組みを強化				
<p>(4) 企業再生やオフバランスに係る取組強化 オンバランスでの企業再生に重点をおいた体制整備</p>	・大口要管理先(与信残高10億円以上)についてDCF法による引当を継続				
	必要に応じて適宜見直し				
		・企業金融部事業戦略室の設置によるオンバランスでの企業再生への取組強化			
		・グループ内サービサーの企業再生支援及び管理回収機能の強化に向けた取組み			

**「リスク管理高度化のための計画」**

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等			
		17年度		18年度	
		上期	下期	上期	下期
	(5) 内部格付制度の高度化 ①バーゼルⅡを踏まえた内部格付制度の見直し	・バーゼルⅡを踏まえた内部格付制度の見直し検討		検討結果を踏まえた体制整備	
	②内部格付情報の電子化・一元化に向けたインフラ整備	・格付・自己査定システムの開発	・格付・自己査定システムの稼働	・格付・自己査定システムによる実態財務データ等信用リスク情報の蓄積・一元化の実施	
	(6) 融資審査管理体制の強化 ①営業部店等の融資運営に対する本部のチェック・牽制を目的とした融資運営モニタリングの継続実施。	・営業部店等の融資運営に係わるモニタリングの継続実施			
	②決裁権限及び審査基準の高度化に向けた取組み。	・決裁権限体系の見直し検討及び検討結果を踏まえた体制整備			
		・審査基準(業種別・用途別等)の高度化に向けた検討及び検討結果を踏まえた体制整備			
	③審査情報の電子化・一元化に向けたインフラ整備。	・電子稟議システムの基本計画の策定	・電子稟議システムの要件定義の実施	・システム開発	・システムテスト・試行等の実施(本格導入:19年度上期)
	(7) 市場型間接金融に係る取組指針の策定とリスク管理態勢の構築 ・市場型間接金融のリスク評価手法の確立及びリスク評価を踏まえた信用リスク管理体制の整備	・各金融取引のリスク特性に応じたリスク管理を行なう仕組みの検討			検討結果を踏まえた体制整備
<b>市場リスク管理</b>					
<p>・取組方針 既存のフレームワークをベースにリスク計測手法の一層の高度化を図る。</p> <p>・体制整備の考え方 市場リスク管理部署であるリスク統括部を中心に、リスク計測の精緻化を継続的に実施していく。</p>	1.市場リスク計測システムの高度化と外部監査導入によるリスク計測システムの検証の実施	・16年下期迄に金利・為替リスクと株式価格変動リスクの各リスク計測システムの統一化を実施済み。新システムによる計測体制の強化実施	・外部監査導入によりリスク計測システムの正確性の検証を実施		
	2.バンキング勘定の金利リスク計測方法の高度化実施	・住宅ローン等のプリペイメントリスク計測モデルの検討実施	・住宅ローン等のプリペイメントリスクを考慮した金利リスク計測の試行 ・流動性預金等満期のない預金の実際に想定されるキャッシュフローを考慮した金利リスク計測の検討	・流動性預金等満期のない預金の実際に想定されるキャッシュフローを考慮した金利リスク計測の検討	・プリペイメントリスク及び流動性預金等満期のない預金の実際に想定されるキャッシュフローを考慮した金利リスク計測結果を踏まえた金利リスク計測手法の高度化実施 ・上記に係る規程等の整備
	3.金利上昇リスクへの対応	・運用商品の多様化によるリスク分散を推進。 ・運用・調達構造を踏まえた、適切な金利リスクコントロールの実施 ・経営体力を勘案した金利リスクへのリスク限度配分の実施	・実施状況の継続的フォロー		

「リスク管理高度化のための計画」

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等			
		17年度		18年度	
		上期	下期	上期	下期
流動性リスク管理					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理方針 流動性リスクは銀行が存続するうえで最も基本的かつ重要な管理対象リスクとして認識しており、すべての経営戦略に先立って安定的な資金繰りを達成する。</li> <li>・管理体制 流動性リスク管理にあたっては、資金繰り管理部署とリスク管理部署を分離し、相互牽制による管理体制としている。 リスク指標を設け重要な指標にはガイドライン等を設定しその遵守状況を管理している。 緊急時の認定基準を設け、適時適切な対応等を定めている。</li> </ul>		※現行の管理のフレームワークに則り、適切な管理を継続していく			
オペレーショナルリスク					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組方針 オペレーショナルリスクについて、過去に顕在化した事象のみならず、内在するリスクを含めて包括的に把握・評価・管理する枠組みの導入を目指す</li> <li>・体制整備 内在するオペレーショナルリスクについて早期に検知・対応可能な体制、および社内各組織が自立的にオペレーショナルリスクを管理する体制の整備を図る</li> </ul>	1. オペレーショナルリスクに関する各種リスク管理指標および自己評価制度の導入、ならびにその体制整備 [19年3月末]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーショナルリスク管理自己評価(OpR-CSA: Operational Risk Control Self Assessment)[※]の調査・検討および試行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・試行結果を踏まえた OpR-CSAの改善</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・KRI(Key Risk Indicator)等、各種リスク管理指標を用いた営業店事務リスク管理の高度化の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店事務リスクの早期検知に向けた各種リスク管理指標の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種リスク管理指標の検証・見直し・定着化</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム統合等を踏まえた、システムリスク点検/評価方法の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムリスクの OpR-CSAの検討および試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムリスクの OpR-CSAの検証・見直し・定着化</li> </ul>	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・OpR-CSAを踏まえたシステムリスク評価の見直し</li> </ul>		
		2. オペレーショナルリスク損失データの収集体制の整備 [19年3月末] <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社単体のオペレーショナルリスク損失データ収集体制は15年度に構築済</li> <li>・顕在化事象を中心としたオペレーショナルリスク全般に関する経営への報告を16年度上期分より実施済</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社単体のオペレーショナルリスク損失データ収集を継続実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良銀行との合併に伴う、オペレーショナルリスク損失データ収集体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーショナルリスク損失データの収集基準および収集体制の見直し</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連会社におけるオペレーショナルリスク損失データ収集体制の整備</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連会社のオペレーショナルリスク損失データ収集結果を踏まえた収集体制の改善・見直し</li> </ul>	

**「リスク管理高度化のための計画」**

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等			
		17年度		18年度	
		上期	下期	上期	下期
	3. 業務環境および内部統制要因を反映したオペレーショナルリスク計量化の検討〔19年3月末〕 ・過去の顕在化実績を用いた内部モデルによるオペレーショナルリスク計量化、および計量化結果の統合リスク管理への利用を15年度から実施	・過去の顕在化実績を用いた内部モデルによるオペレーショナルリスク計量化、および計量化結果の統合リスク管理への継続利用		・業務環境および内部統制要因を反映した、OpR-CSA、シナリオ分析等によるオペレーショナルリスク計量化の検討	
4. システム統合の対応体制構築〔17年12月末〕	・当社システム統合の体制構築とその対応  ・奈良銀行との合併に伴うシステム統合の体制構築とその対応	/		/	
<b>レピュテーションリスク管理</b>					
・管理方針 レピュテーションリスクが顕在化すると株価下落、信用失墜、取引減少、イメージダウン等の影響を受けるおそれがあり、また対応次第では予想を超えた不利益を被る可能性があることから、経営上重要なリスクと位置づけ適正な管理を行う。 ・管理体制 レピュテーションリスク顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化のために、リスク管理部署による情報の一元管理、関連部署との情報の共有、適時・適切な情報開示のための対応体制を整備している。その他、風評等による危機時への対応として「風評等による危機管理規程」を定め、万全を期している。		※現行の管理のフレームワークに則り、適切な管理を継続していく			

「リスク管理高度化のための計画」

今後の取組方針・体制整備の考え方	具体的検討事項	具体的検討内容・実施時期等				
		17年度		18年度		
		上期	下期	上期	下期	
<b>3. 業務</b>						
<b>信託・不動産業務</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>取組方針 信託諸法令の遵守のみならず、社会的公共性の高い兼営金融機関に求められる法令遵守体制及びリスク管理体制の構築・高度化を図る。</li> <li>体制整備の考え方 1.法改正の内容を踏まえ、法令遵守に向けた管理体制を整備する。 2.不動産信託の適切な引受に向けて、一層の受託体制の整備を図る。</li> </ul>	1.法改正に向けた対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種規程・要領等の制定・改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定めた規程等に沿った運用と必要に応じた適宜見直し</li> </ul>			
	(1) 信託業法改正(業方書変更)に伴う規程類の整備、見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>流動化スキームの適切性及びオフバランス化要件の検証ルールの策定とルールに沿った運用及び見直し</li> <li>受託財産にかかる受託基準の策定と基準に沿った運用及び見直し</li> <li>不動産流動化における譲渡価格の検証ルールの策定とルールに沿った運用及び見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正内容の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種規程・要領等の改訂等</li> </ul>	
	(2) 信託法改正、信託業法改正(2次)に伴う規程類の整備(対応期限は法改正動向による)					
	2.不動産信託の受託体制整備					
	(1) 流動化スキームの適切性及びオフバランス化要件の検証ルールの策定とルールに沿った運用及び見直し					
(2) 受託財産にかかる受託基準の策定と基準に沿った運用及び見直し						
(3) 不動産流動化における譲渡価格の検証ルールの策定とルールに沿った運用及び見直し						
<b>各種オルタナティブ投資業務</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>取組方針 体制の整備・拡充を図りつつ、運用の分散化の手段とする。</li> <li>体制整備の考え方 増員体制にあわせシステム面の補強を実施。定性、定量両面からのリスク管理充実を図る。</li> </ul>	1.定性的リスク分析のための体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資前デューデリの拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資前デューデリルールの制定</li> <li>ルールに沿った運用と必要に応じた適宜見直し</li> <li>バーゼルⅡを踏まえた案件の取上げと売却に係る基準の検討と策定</li> </ul>			
	(1) 投資前デューデリ拡充		<ul style="list-style-type: none"> <li>投資後モニタリング体制の体制整備、実施(9月～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルールに沿った運用と必要に応じた適宜見直し</li> </ul>		
	(2) 投資後モニタリング体制の整備、同実施					
	2.定量的リスク分析のための体制整備					
(1) 定量リスク分析システム導入			<ul style="list-style-type: none"> <li>システム検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム導入・稼働テスト</li> </ul>		
(2) オルタナティブ・ポートフォリオの定量的管理実施						
<b>貸出債権売買(ロートレーディング)業務</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>取組方針 企業ニーズに対応しつつ、良質資産の積み上げを図る。</li> <li>体制整備の考え方 購入債権に係るバーゼルⅡでの取扱を踏まえた管理体制の整備を行う。</li> </ul>	1.バーゼルⅡを踏まえた管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の把握と対応方法、対応時期の検討</li> <li>具体的な制度の作成・導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて適宜見直し</li> </ul>			
	(1) 希薄化リスクを推計すべき債権の特定と推計方法の確定					
	(2) リスクの定量化の特例への対応					
(3) トップ・ダウン・アプローチ適用のための必要最低要件の充足に向けた対応						